

経営者の皆様に、次への視野(スコープ)を。  
毎月、かんぽ生命がお届けします。

# かんぽスコープ

Vol.172

緊急  
レポート

## 令和6年度税制改正の ポイントと対策。

3月28日、2024(令和6)年度

税制改正法案が成立しました。その中で、今回は中小企業経営者に注目してほしい項目をピックアップ。経営者・税理士向けメールマガジンで3万人を超える愛読者をもつ著名税理士、見田村元宣先生からのアドバイスともにお伝えします。

### 接待飲食費の基準額が 1万円にアップ。

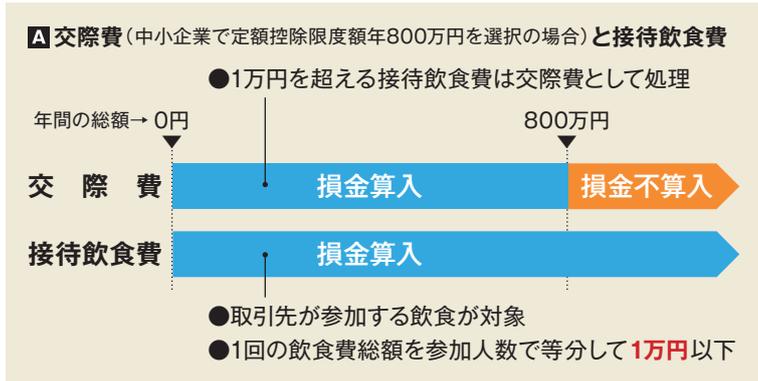
「しかし、今回の税制改正は、かなり小粒な内容ですね」と見田村氏は前置きする。

大きな変更がないのは面倒なことが少なくないが、納税者にメリットがある減税措置も乏しいというところか。

「減税とは言えませんが、メリット感があつて、全ての中小企業に関わる改正は『交際費から除外される飲食費の基準緩和』くらいです」

交際費のうち取引先への接待目的での飲食費については、従来、1人当たり5,000円まで交際費から除いて損金算入できていた。この除外基準が、4月1日から1万円に引き上げられた。(下図A参照)

中小企業の場合、ほとんどは年間に、必ず対応したい。



800万円までの交際費を損金算入できる制度<sup>※1</sup>を選択しているだろう。今回の改正で5,000円超の800万円損金算入枠から除外できなくなるようになったので、ある意味、この枠が拡大したともいえる。せっかく広がった枠をフルに使えるように、必ず対応したい。

「通常、基準額以下の接待飲食費は会議費などの科目で、一般の交際費とは別勘定で処理します。今回の基準額アップに合わせて、経理の体系、経費精算書、社内規定などを見直す必要があるでしょう」

1人当たり1万円までなので、領収証の金額に対して出席した人数が明確に分かるように記録を残すことも徹底したい。

「さらに、税務調査に備えて、その飲食の出席者が誰なのか、領収証にメモしておくようにしましょう。従業員だけの飲食は、接待飲食費にならないので注意してください」

また、3月決算法人以外の場合、1事業年度の中に2つの基準が混在することになるので、この点も注意してほしいと語る。

なお、これらの「交際費の損金算入の特例」は、27年3月31日まで適用期限が延長された。

### 賃上げ促進税制が 拡充の上、延長。

明らかな減税という意味では、「賃上げ促進税制の拡充」があげられる。ただし、税額控除の制度なので、恩恵を受けられるのは法人税を

納めている黒子企業だけだ。「賃上げ促進税制」では、給与などを前年度より増加させた場合に、その増加額の一部(15%または30%)を法人税から税額控除できる。

従来、控除対象となる法人税は賃上げした期にかかる分だけだったが、今回の改正で、中小企業の場合、その年度に控除しきれなかった超過額を5年間繰り越してできるようになった。また、控除率を上乗せできる「教育訓練費」要件が緩和され、さらに「女性活躍」「子育て支援」要件が加わり、合計控除率は最大45%に拡大された。(裏面の表B参照)

「見落としがちなのが、中小企業の場合、全雇用者<sup>※2</sup>の給与等総額の上昇分が対象になる点です。賃上げだけでなく、パートタイマーも含め新たに従業員を雇って給与等総額が増えたときも控除の対象になります」



見田村元宣 日本中央税理士法人 代表社員  
〒105-0003 東京都港区西新橋2-6-2-3F  
☎03-3539-3047 <https://www.j-central.jp>

※1 他に、交際費等の額のうち接待飲食費の50%を限度額なく損金算入できる制度も選択できる。 ※2 雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

**B 「賃上げ促進税制」の概要  
(中小企業の場合)**

	【要件緩和】	【新設】	【拡大】
全雇用者 給与等総額 (前年度比)	基本 税額控除率★1	教育訓練費★2 (前年度比) +5%に引き下げ	女性活躍・ 子育て支援★3
+1.5%	15%	10% 上乘せ	5% 上乘せ
+2.5%	30%		
			最大 45%

【新設】賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間繰り越しが可能★4

- ★1 当期の法人税額の20%が控除上限。
- ★2 前年度比+10%→+5%に要件緩和。ただし、教育訓練費の額が給与等総額の0.05%以上の場合に上乘せ。
- ★3 女性活躍：えるばし2段階目以上認定。子育て支援：くるみん以上認定。
- ★4 繰越控除する年度において、全雇用者給与等総額が前年度から増加していることが要件。

が、「賃上げ税制」という名称のため、意識していない人もいるかもしれませぬ。また、「給与等」とあるように、賞与や通勤手当も含まれます。＊3」賃上げが求められる時代に、給与等総額が増える企業も多い。適用するのは、基本的には税理士の仕事だが、ひと言、「忘れないでね」と声をかけておいてもいいだろう。

上げ促進税制」も27年3月31日まで適用期限が延長された。 **経営セーフティ共済の規制が強化。** として、注目すべき改正項目として見田村氏が指摘するのが「経営セーフティ共済の規制強化」だ。「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」に加入すると、取引先の倒産などの際に、掛け金の最高10倍(上限8,000万円)まで無担保・無保証で借入れができる。掛け金は全額損金算入でき、40カ月以上納めていれば、解約時に掛け金の全額が戻る。(下表参照)

「この全額損金×全額返戻」を目的に、本来の「連鎖倒産防止」の趣旨から逸脱して、節税に使われていることが問題視されてきました」 実際、解約手当金の返戻率が100%になる加入後3年目・4年目の時点で解約するケースが約33%もあり、解約後1年未満での再加入が約71%にもなる<sup>＊4</sup>。そこで税制改正では、解約して再加入した場合、解約日から2年以内に支払う掛け金は損金に算入できないように改めた。

適用は24年10月1日からだ。「私も、こうした節税だけが目的の行為は疑問です。そもそも、解約すれば、イザというときに貸し付けが受けられなくなります。税金の損得勘定で、経営をゆがめてはいけません。大切なのは、税金を減らすことではなく、税引き後のお金を増やすことだと思っております」 見田村氏は、「『経営セーフティ共済』自体は中小企業にとって有意義な制度なので活用してほしい」と語る。

**その他の改正項目について。** 以上、多くの企業に関係する改正を解説してきたが、その他の項目について最後に紹介しておこう。

- イノベーションボックス税制の創設……国内で研究開発を行った特許権やAI分野のソフトウェアにかかる著作権から生じる所得について税制優遇が受けられる。
- 少額減価償却資産の即時償却制度の適用除外……従業員300人超の企業は適用除外になった。(制度自体は26年3月31日まで延長)
- 事業承継税制の特例措置を受けられるための特例承継計画の提出期限の延長……26年3月31日まで延長。

なお、個人所得税の定額減税については、企業として源泉徴収事務が生じるが、経理部門のことなので取り上げていない。

**C 「経営セーフティ共済」の各種条件**

加入資格	中小企業者 (個人事業主または会社)	掛け金月額	5,000円~20万円(5,000円単位) * 全額損金算入。ただし、2024年10月1日以後に解約し、再加入した場合、解約日から2年間は損金算入不可
掛け金限度額	800万円	貸付限度額	8,000万円
貸し付け条件	無担保、無保証人、無利子(ただし、貸付額の1/10を掛け金から控除)、いわゆる返済可能性などの金融審査なし		
共済事由 (倒産事由)	①破産手続、再生手続、更正手続開始、特別清算開始の申し立て(法的整理) ②手形取引に係る取引停止処分 ③電子記録債権に係る取引停止処分 ④弁護士、司法書士が介入する私的整理 ⑤災害による不渡り等		
貸付期間	5年~7年(貸付額に応じ設定)		
一時貸付金制度	臨時に資金を必要とする事態が生じた場合、掛け金の範囲内で一時貸付金の貸し付けを受けることが可能		

＊3 退職金など給与所得とらないものは原則として含まれない。  
 ＊4 中小企業庁「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について」(2024年1月)より。